

愛知県ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 「愛知県ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金」(以下「本補助金」という。)は、介護支援専門員の人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組、業務負担軽減のための取組、または事業所の経営改善に向けた取組など、地域のケアマネジメント提供体制の確保に向けた総合対策を行うことを目的とし、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年規則第8号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

県内市町村が別表に掲げる事業を実施、又は補助する事業。

(交付額の算出方法)

第3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる事業区分について、第2欄に定める項目毎の基準額と第3欄において対応する対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額(補助率:10/10相当)とする。

(交付の条件)

第4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1に

よる調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から(4)までに掲げる条件と「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式4に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村の長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。」及び、「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。」の条件を付さなければならない。

この場合において、(1) から(4)の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

- (7) 市町村は間接補助事業者から間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を愛知県に納付させることがある。また、間接補助事業者から仕入控除税額に係る報告を受けたときは、別紙様式4による報告書に係る書類を添えて速やかに知事に報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び愛知県の負担又は補助を受けてはならない

(申請手続)

第5 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに知事へ提出するものとする。

(申請の取下げ)

第6 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2による申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに知事へ提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 この補助金の事業実績報告は、別紙様式3による事業実績報告書に係る書類を添えて、別に定める日（ただし、第4の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日。）までに知事へ提出して行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9 知事は、補助事業者から実績報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を確認し、規則第14条に規定する補助金の額の確定を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(実施細則)

第11 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年8月28日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助対象
介護支援専門員人材確保支援事業	ア 中山間地域等※1・離島等地域※2における採用活動の支援 1 事業所あたり 30 万円	中山間地域等及び離島等地域に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して介護支援専門員の採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生するかかり増し経費	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防ケアマネジメント事業所（全て予防サービスを含む）
介護支援専門員業務負担軽減支援事業	ア 事業所内のタスクシフト支援 1 事業所あたり 10 万円 イ シャドウワークに関するつながり先の創設支援 1 市町村あたり 30 万円 ウ 居宅訪問時の同行支援 （ア）中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 30 分未満の同行支援 1 回につき 3.5 千円 30 分以上の同行支援 1 回につき 5 千円 （イ）中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 30 分未満の同行支援 1 回につき 2.5 千円 30 分以上の同行支援 1 回につき 4 千円	事業所内において、事務的な業務へのタスクシフトを促進するため、事務職員の採用活動（ケアマネジャーの経験を有する者の活用を含む。）や研修にかかる経費 介護支援専門員のシャドウワークの受け皿創設にかかる立ち上げのための経費 介護支援専門員の安全確保対策やハラスメント対策のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所を除く任意の団体 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所

別紙様式 1

年度 介護保険事業費補助金 調書

年度厚生労働省所管

(市町村名)

[illegible]

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付決定通知書に示した事業区分名も記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出にあつては、前記1国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記入する場合において、これに対応する経費が目の内訳に係るときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙様式 2

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

市区町村
住所
市区町村長

年度ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付申請について

このことについて、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補 助 金 申 請 額 金 円
 - 2 所 要 額 調 書（別紙様式 2－1）
 - 3 事 業 計 画 書（別紙様式 2－2）
 - 4 添 付 書 類
- （1）当該事業に係る歳入歳出予算書（見込書）の抄本
- （2）その他参考となる資料

別紙様式 3

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

市区町村
住所
市区町村長

年度ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金事業実績報告について

このことについて、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額金 円
- 2 補助金精算書（別紙様式 3－1）
- 3 事業実績報告書（別紙様式 3－2）
- 4 添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出決算書（見込書）の抄本
(2) その他参考となる資料

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

市 町 村 長

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付け高福第 号により交付決定があった愛知県
ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金について、「令和 8 年度愛知
県ケアマネジメント提供体制確保支援事業費補助金交付要綱」第 4 の (7) の
規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)
第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 _____ 円

- 4 補助金返還相当額

金 _____ 円

- 5 添付書類

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料) を添付する。